

令和元年6月24日現在

機関番号：44511

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04248

研究課題名（和文）子ども虐待ケースに対する区分対応システムでの支援型対応実践モデルの開発的研究

研究課題名（英文）Research and development for practice model for family based services for child abuse and neglect cases in Differential Response system.

研究代表者

畠山 由佳子（Hatakeyama, Yuako）

神戸女子短期大学・その他部局等・准教授（移行）

研究者番号：60442331

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は子ども虐待ケースのうち、緊急対応を要する又は中～重度のリスクのケースに対して市町村はどのように対応すべきかの具体的な手続きを明らかにすることを目的とした。家族が持つ脆弱性（DV、ひとり親世帯、親の精神疾患）に焦点をあて、様々な支援者による家族への支援について市町村支援者に対する聞き取り調査と全国市町村に対する質問紙調査および英仏におけるフィールド調査を行った。結果として、子ども家庭相談部署とその他の部署では、支援のあり方についての視点が異なり、時には葛藤を生む場合もあることが明らかになった。加害者なしのDVケース、心理的虐待ケースについては介入とは別の対応の必要が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、前年度までの「日本における児童虐待対応ケースに対する区分対応システムの開発的研究」の継続的研究であり、市町村の子ども虐待対応における責務が大きくなっていく上で、どのようにその対応を図るべきかを、法改正による制度改変も踏まえた上で、考察することを目的としている。市町村は、子どもと家庭の「支援」をする役割を法制化されているにも関わらず、実際は各市町村で取り扱うケース数にはばらつきあり、体制や対応にも様々である。本研究は国内外における質的・量的調査に基づいて、今後、子ども家庭福祉の要となる市町村の支援のあり方を探索し、提言しており、社会的に大きな意義のある研究だと自負している。

研究成果の概要（英文）： This study aims to explore practical framework that municipal social welfare offices should have in order to help non emergency and low to mild risk cases reported to child protection services. Focusing on vulnerabilities that parents have, which are more likely to be considered as "risk" of harm to children, such as domestic violence, single mother household, and mental illness, both quantitative and qualitative research including semi-structured interviews, survey, and field research, were conducted in order to discover how multiple disciplinary service providers see these families from their professional views and work together with the shared goals for the sake of the families. Also as the result of the survey, one of the findings suggested that the responses to domestic violence cases without perpetrator in the same household, and emotional abuse cases could be differentiated from the main responses of child protection.

研究分野：子ども家庭福祉、家庭支援、社会福祉

キーワード：家庭支援 子ども虐待 市町村 支援型対応

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

平成 29 年 4 月以降の児童福祉法改正を受け、市町村の子ども家庭相談における役割はさらに複雑化したものとなる。市町村は法的にも「支援の拠点」として位置づけられ、「人的・質的な体制の強化」が求められるようになった。また「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)がこれまでの「市町村児童家庭相談援助指針」に代わり策定された。ゆえに、本研究においても、新しく市町村に求められた対応について、背景として次の三点に特に考慮しながら研究を進めていくこととした。

一つ目は、今回の法改正により、前段階の研究において提示した日本版区分対応システム(日本版 DR、図 1)において想定していたよりも、さらに広い対象を市町村が支援対象としなくてはならない点である。研究計画策定当初、本研究の日本版 DR が想定していたのは通告・相談を経路として受理されたケースを対象とした振り分けシステムであり、市町村の関係機関や要対協により把握されたケースも児相に入るケースも併せて一元化された経路を通し、振り分け判断基準によって振り分けられることを想定していた。しかしながら、今回の法改正をうけた指針により、市町村は「ポピュレーションアプローチとしての気になる子ども・気になる妊婦・養育者の気づきによって受理された対象に対して、あくまでも「子どもの心身の安全にかかわる危機の有無」を確認するという視点において緊急度・リスク・ニーズアセスメントをし、要保護・要支援の段階を判断すること」とされている。つまり、当該市町村に住むすべての子どもとその養育者(そして妊婦)に対して「子どもの心身の安全」において「気になる」存在がないかという視点をもって対象を掘り起こしていくこととなり、市町村の対応の対象として、当初本研究が予定していたよりも多様な家族が含まれることになった。この点については、市町村内で見つけたケースについても、要保護・要支援ケースをはじめとしたケースの分別・整理とその分別基準を考える必要がある。

二つ目は市町村が行う対応の目的がさらに抽象的なものとなったことである。指針の中では、「子どもの権利を守るために」「子どもの安心・安全の確保」「子どもの最善の利益の優先」など、児童福祉法の改正と同様に子どもの権利条約の内容を反映した文言が並んでいるが、それぞれの言葉の概念について明確な定義づけがされていないため、大義としてはなんとなく理解できるが、具体的にはわかりづらく共有されづらい。またこれらの対象には指針の中でいう「保護者の『困り感』のないケース」も多くみられ、市町村が判断する「要支援性」「要保護性」には支援者側からの一方的な「介入」が多かれ少なかれ求められていることは否定できない。支援の中の「介入性」(本人は求めている支援を強制的に提供する要素)について、市町村ではどのように考えていくのかは、本研究におけるキー概念である「支援」と「介入」の概念の明確化と共有、その判断に関わる意思決定がさらに重要になっていくと思われる。

三つめは、市町村が対応を求められる対象も目的も幅広いものとなったのに、その支援の手立てについては、従来とはあまり変わらない点である。市町村の役割について、「第一義養育者である保護者を支え、その養育責任を遂行するために公的支援を提供する」「子どもの権利を守るための責務を果たす」「保護者ごと支える」と書かれているが、そのための支援メニューは未だ限定されたものである。従来の子育て支援メニューに加えて、ショートステイ、養育支援訪問事業などのメニューなどの支援はあるものの、一時保護や家庭外措置以外には子どもの安全確保に特化した保護的な手段は存在していない。そもそも市町村は一時保護や家庭外措置を行う権限さえ持っていない。早期発見し、早期介入することを求められているのに、いまだ支援メニューが増えていない点について、早急に対策をとるべきである。

これまでの研究において、研究代表者は、通告制度の部分だけではなく、虐待の再発(もしくは発生)を防ぐことを目標とし、早期に支援につなげることを念頭にした対応(「支援型対応」)の強化を強く主張してきた。増え続ける虐待通告のなかで目指すべきことは、家族の持つリスクを家族と共にコントロールし、家族全体のウェルビーイングを向上することである。本研究では、そのための支援的対応の内容に対象を絞り、その実践モデル開発を行いたい。

2. 研究の目的

本研究の前提として、平成 25~27 年度科学研究助成助成(基盤研究 C)において、児童虐待通告ケースに対する区分対応システムの開発的研究を行った。区分対応システムは基本的には通告受理ケースに対して、安全確保のためにどれだけの強制的介入を伴う必要があるか(セーフティ・アセスメント)の判断を基盤として、区分して対応することを目的としたシステムである。当初想定していた日本版区分対応システムは、米国における Differential Response の仕組みをモデルとしていたが、調査研究の結果、強制介入の根拠となる虐待判定結果を明確な手続きとして含めず、フェーズ型(一方向ではなく多方向のプロセスを持つ)日本の児童虐待対応においては独自のモデルを想定することとなり、図 1 のようなモデルを最終的に作成した。

よって本研究は次段階として、市町村をモデルの使い手とした支援型対応の実践モデルを開発したいと考えている。特に、本研究では通告ケースとして幅広く雑多なケースが混入していることが問題の背景としてあると踏まえ、これまでの研究の中で、市町村での支援が必要とされる DV ケース、ひとり親ケース、ネグレクトケース、親の精神疾患が関連するケース等中心とした支援のあり方を中心に実践モデルを考えることとする。具体的には、これらの脆弱性をもつケースに対して支援について、国内外での効果的な実践についての実態調査を行なうこと

により、子ども家庭相談部署における具体的な対応方法、支援として使える資源の把握そして開発のあり方を考えている。また、子ども虐待通告ケースとして受理されたケースである以上、市町村が主担当となったときに課題となる「支援」と「介入」のアプローチについても、漠然とした概念である2つの言葉について、どのような要素があるケースに対していかなる言葉かけや行動を取るのか等についての指標を示したい。最後に、あくまでも子ども虐待ケースとして通告されたケースであるがゆえに、市町村がすべき「子どもの安全確認と安全確保」の方法、市町村が行なう対応・支援・情報の記録と管理についても言及する。

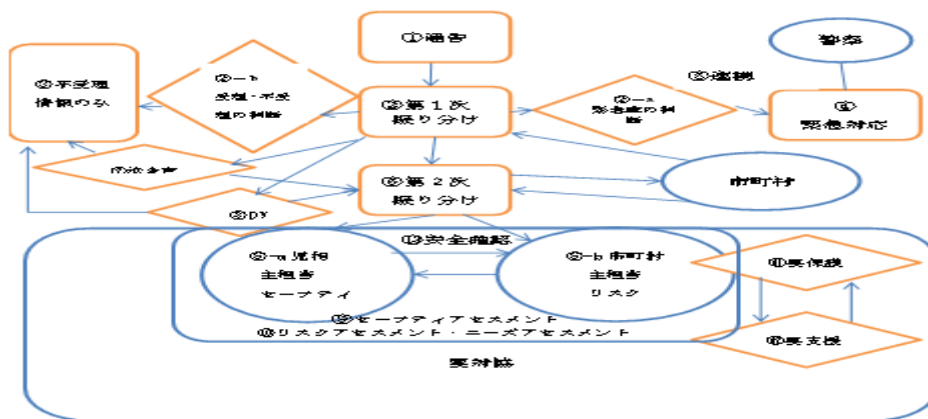


図1. 日本版区分対応システムたたき台

3. 研究の方法

1) 市町村による支援対応の把握のための聞き取り調査

目的：虐待通告相談ケースと受理されながらも、ひとり親家庭、ネグレクト家庭、DV、親の精神疾患を背景要因として持つケースに対して実際に市町村がどのような支援を提供しているのか、関係機関との支援体制、支援に使うサービスや社会資源、実際の支援手続などを把握することである。また本調査の結果を質問紙調査における調査項目作成のための参考とする。

方法：人口規模や体制のさまざまな市区町村を対象とし、半構造化した質問リストをもとに担当者から聞き取る形をとる。

調査時期：2017年～2018年

対象：市町村家庭児童相談部署、精神福祉相談員、精神保健訪問看護・相談支援センター、

2) 市区町村における子ども家庭支援の現状に関する調査

目的：1の調査で作成した質問項目を基に、DVケース、ひとり親家庭ケース、ネグレクトケース、親の精神疾患が関連するケース等中心とした支援のあり方、これらのケースに対する利用されている資源の把握、支援と介入に対する意思決定構造、安全確認の方法、情報と記録の管理について現状を把握する。

方法：質問紙の内容として次のような項目を含んだ（児童家庭相談の体制、児童家庭相談の状況、子ども総合支援拠点について、ケース管理方法、支援体制〔社会資源〕、庁内外の部署との連携、ピネットによる意思決定調査、家族の脆弱性に対する対応〔自由記述〕）

調査時期 2018年8月～9月

全国市区町村 1741自治体

3) 海外現地調査（イギリス・フランス）

目的：家族を支えるための社会資源として、どのような非営利団体の支援があるかを、非営利団体の活動が活発であるイギリス（ロンドン、バーミンガム、サセックス）において大手子ども福祉事業所であるThe Children's Societyの3支所を訪問し「児童保護領域における非営利団体によるサービス提供がどのようなサービスを提供しているのか？それが公的な児童保護サービス（Social Care）とどのように関わっているのか？」を明らかとした。また、フランスでは児童福祉民間事業所（L'Essor）、児童保護協会連合（CNAPE）、元子ども判事を訪問し、「フランスにおける家庭支援」と「支援と司法的介入のシステムのあり方」についてのヒアリング調査を行った。

方法：半構造インタビューによる聞き取り調査

日程：2018年9月

4) 支援型対応実践モデルの作成

以上1)～3)の調査結果を基に分担研究者・連携研究者・研究協力者によるワーキンググループで検討しながら支援型対応実践モデルのたたき台を作成する。

4. 研究成果

本研究の最終目的は市町村における家庭支援のための実践モデルのたたき台を作成することであった。その実践モデルには次の5つの要素が含まれる。実際の実践モデルは詳細な説明が含まれるがここでは、調査結果と併せて概要のみ報告する。

1) 市町村における脆弱な家族に対する具体的な対応方法と手続

(1)DV ケースに対する対応方法、(2)精神的疾患を持った親のいる家庭への対応方法、(3)ネグレクト家庭への対応方法、(4)ひとり親家庭への対応方法を子ども家庭相談の部署の立場からどのように接するべきかという対応方法について、文献調査、聞き取り調査、質問紙調査の結果を踏まえてまとめた。親のニーズと子どものニーズが拮抗する場合については、子どもの支援者として、どのように子どもの安全を確保し、基本的ニーズを満たせるかということ子ども家庭相談部署(要対協)は考えなくてはならない。親としてできることに制限がある場合は、代わりに誰がどのように養育環境の足りない部分を満たすことができるのか(子どもの心理的なケアも含めて)を考えることが子ども家庭相談部署の責務である。無償の善意だけでなく、本来は親に対するサービスであっても、子どもの支援加算をつけることで、子ども視点の支援も提供してもらえるようになるのではないかとと思われる。

2) 支援として使える社会資源の把握又は開発すべき社会資源の特定

(1) 要保護家庭への支援に使えるような資源の開発

要保護児童の安全確保について、一時保護以外の子どもの安全安心を確保するようなサービス、子どもの養育上の基本的ニーズを満たせるような多様な社会資源のメニューを開発する必要がある。保護的保育サービスや集中的な家庭訪問サービスなど、一時保護の代わりに使えるような安全確認・安全確保の目的に特化したサービスを司法的な枠組と共に開発する必要がある。

(2) 支援を組み合わせるためのケースマネジメントの導入

要対協での子どもの安全をモニタリングするだけのマネジメントではなく、子どもにとっての養育環境を包括的に支えるようなサービスを組み合わせるケースマネジメントの役割を市町村が担う、または介護や障害サービスのように外部に委託することを提案したい。放課後等デイサービスのようにサービスの必要量とサービスの種類を個別に判定してそれを組み合わせるような制度を子ども家庭部署で持つことでできれば効率的に在宅支援のためのサービスを提供することが出来るのではないかと。その際に、民間事業所等からのサービスへの支弁に関してはきちんと提供量によるものだけでなく、サービスの目的に応じた目標がどの程度達成されたかのパフォーマンスによる評価による必要がある。つまり意図した目標を達成するためのサービスがきちんと提供されているかである。市町村の在宅支援の目標は「子どもが家族のもとで安全安心に基本的ニーズを満たされる」ことであり、その目標に合わせた評価指標を設定する必要がある。

3) 支援と介入のアプローチの指標

支援と介入のアプローチについては、図2における「支援と介入の指標」の7段階にあたるようなシナリオとはどのようなものかを、現場の実践者に考えてもらうというワークを研究協力者の伊藤徳馬氏により実施した。2016年~2017年にかけて計18回の研修現場において、「ゴミ屋敷」「ネグレクト」「泣き声」「子どもの放置」「面前DV」「叱る」の設定かつ子どもの年齢「幼児」「小学生」「中学生」「不明」で図2の7段階にあうシナリオを書くように依頼し、24084のシナリオを収集してもらった。しかしながら、テキストマイニングによる分析においては、まとまった結果が得られず、さらなる分析を行っている最中である

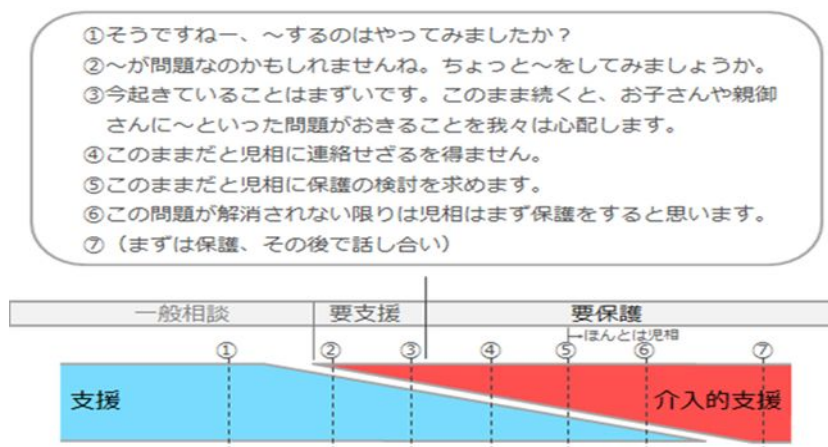


図2. 支援と介入の指標(研究協力者である伊藤徳馬氏による作成)

質問紙調査においても支援~介入(質問紙では介入度5段階と設定した)についてピネットで判断してもらったが、介入度が高くなるのに影響を与えていたのは子どもが乳幼児であることのみであり、反対に低くなるのに影響を与えたのは心理的虐待、加害者の同居していないDVケース、状況自体のリスクが低いことであった。この指標による判断については実際には

個々のケースの内容以外に各自治体における支援体制および児相との関係も大きく影響を与えていると考えられる。行政機関としての介入的な支援を行う判断についての基準を部署で共有するために、各自治体の部署内でケース検討会議等で繰り返し使用することが望ましい。

4) 安全確認・安全確保の方法

市町村においても児相に準じて 48 時間以内に安全確認を行うルールが課せられているところも多いが、1 回の現場確認だけでは、子どもの安全が確認されたとは言いきれない。実際には、子どもが身体的だけでなく、心理的・情緒的・発達的に危害を負っていないか、又は子どもに対する危害が差し迫って、又はある程度、近い将来起こらないかどうかを確かめ、対応をする必要がある。初期対応以降の安全確認については、要対協における台帳管理を中心としたモニタリングに移行していくことになるが、初期対応においても、何らかの形で家族と関係をつながることができれば、継続的にモニタリングをしていくことが可能である。市町村の場合は往々にして、所属機関に継続的な子どもの安全確認を依頼することが多いが、できれば多くの視点で安全を確認することが望ましい。たとえ一見安全に問題のような家族であっても、無駄足ではなく、初期対応が以降につながる機会になる場合もある。つながるといのは定期的な接触でなくても、冷蔵庫に貼っている宅配ピザのちらしのように、何かあった時に思い出して連絡してもらえるような形でもいい。安全に懸念があるほど、つながり方は太いものでなければならない。

安全確保の方法については、先にも述べたが一時保護以外の方法での安全確保について、市町村においても思案する必要がある。在宅で使える保護的サービス（保護的な保育サービス、集中的なモニタリング訪問）またどのようにして在宅にて安全を作り出すことが出来るかを家族と関係機関で共に考えるような「サインズオブセーフティ」のような試みを在宅ケースでも行う必要がある。

5) 対応・支援・情報の記録のあり方とその手続き

質問紙調査における結果から、自治体の規模が大きくなればなるほど、企業で販売しているデータ・記録管理ソフトを使用している率が高くなることがわかった。反対に自治体規模が小さくなれば、紙媒体記録を管理している自治体の率が高くなる。企業で販売している管理ソフトを使用している自治体の中で、データの庁内共有ができていない自治体は約 35% であり、庁内間での情報共有はデータを通じてではなく個人間で行われていることが多いようである。企業販売データ管理システムは情報照会や福祉行政報告などの統計処理の場面で役に立っているという評価が高かった。一方で他自治体への移管時に関しては、紙ベースのものよりも使用満足度が下がってしまっていた。これはすでに複数の企業販売型のシステムが販売されている中で、必ずしも同じ書式を移管先が使っているとは限らないため、結局は電話等の口頭での引継ぎとなることが多いようである。また、企業販売システムは補修のための予算までは自治体が確保できていないことが多く、項目を変えたいと思っても変えることができない。またデータ管理システムの形態に関わらず、支援の効果測定のためにデータを使う機会はあまりないようである。

データ管理システムに対する動機として、時間の短縮や書類制作の簡素化が優先され、そもそもなぜ記録を取るのか、どんなデータをどんな形で蓄積しておきたいのか、どのような時に使いたいのかなどはあまり考慮されていないことが調査の結果でわかった。在宅支援における効果測定は特にわかりづらく、ケースが改善されているのかどうかは長期的に追跡調査をしていく必要があるが、その際にケースに関するデータは大変有用である。

アメリカやフランスでは記録のあり方については、ワーカーがその使用感を話し合い、項目や様式を現場で開発していることが多い。アメリカでは児童家庭局付きの IT 担当がいて、現場の使用感と目的に併せて、現場と併走しながらデータシステムを開発し、改良していく。ID(家族・子ども)をどのように打つのか、どのような形で参照するのか、どの項目の数値的(量的)データか記述的(質的)データが必要かなども見越したうえで、誤え可能でありながら共通した項目のデータシステムを普及する必要があるだろう。在宅支援の目標が「家族のもとで子どもが安全・安心に暮らせていること」であれば、それを示すようなデータを記録として蓄積しておく必要がある。データ管理システムについても、全国規模で見通しをもって、さらに検討を重ねていく必要がある。

6) 成果の国内外での位置づけと今後の展望

本研究は法改正により、さらに多様な対象に対して幅広い対応が期待される市町村の現状を調査により浮き彫りにし、結果を経験と知見豊かな研究メンバーで考察・検討できたことで、これから市町村が行うべき支援のある程度の方向性を示すことが出来た。

今後の展望としては、本研究は計画の段階で、幅広い内容を欲張って含んでしまったことで、十分に深く調査しきれなかった部分がある。データ記録管理の部分のあり方の部分などは、調査票の中でだいたいの傾向をつかむにとどまった。また、市町村ができる安全確保・安全確認の方法について聞き取り調査等で実際にどのような工夫が行われているのかを調査したかったが、時間切れになってしまった。支援と介入についての指標についても収集したデータに対するさらなる分析が必要となっている。

質問紙調査実施について電子ベースのものにするなどの利便性の工夫がしたかったができず、回収率が伸び悩んでしまった。虐待対応に追われている市町村ほど、忙しくて回答ができない、把握ができないというジレンマがある。今後、どのように現場で実際に起こっていることを出来るだけ多く吸い上げて、把握し、分析して、結果を提示し、それを施策に反映させていくというボトムアップの研究のための工夫をより計画的に行っていきたい。

〔雑誌論文〕(計1件)

畠山由佳子、「子ども虐待と家族支援 日・米・仏の3か国間での比較研究をもとに考える」
ソーシャルワーク研究、招待論文・査読なし 43(4) 2018年、27-3。4

〔学会発表〕(計4件)

畠山由佳子、「市区町村における支援型対応と子ども家庭総合支援拠点の可能性ー子どもの安全を守り家族を支援する拠点とはー」、日本子どもの虐待防止学会第24回学術集会おokayama大会 2018年

Yukako HATAKEYAMA, A Comparison Study Among Child Protective Systems in Japan, the United States, and France; Learning from the Differences and Similarities
ISPCAN International Congress on Child Abuse and Neglect 2018年

畠山由佳子、「子どもを中心に家族を支援するとは? - 虐待からのパラダイム転換と市町村が行なう支援の具体化の必要性」、日本子どもの虐待防止学会第22回学術集会ちば大会、2017年

畠山由佳子、「子どもの安全を守り、家族を支えるための支援対応の創設: 子ども虐待対応を超えたシステムのあり方」、日本子どもの虐待防止学会第22回学術集会おおさか大会、2016年

(1)研究分担者

研究分担者氏名: 加藤曜子

ローマ字氏名: Yoko Kato

所属研究機関名: 流通科学大学

部局名: 人間社会学部

職名: 教授

研究者番号(8桁): 90300269

研究分担者氏名: 清水冬樹

ローマ字氏名: Fuyuki Shimizu

所属研究機関名: 旭川大学短期大学部

部局名: その他

職名: 准教授

研究者番号(8桁): 80459833

(2)研究協力者

1. 研究協力者氏名: 伊藤徳馬

ローマ字氏名: Tokuma Ito

2. 研究協力者氏名: 笹井康治

ローマ字氏名: Koji Sasai

3. 研究協力者氏名: 渡邊直

ローマ字氏名: Tadashi Watanabe

4. 研究協力者氏名: 八木有理子

ローマ字氏名: Ariko Yagi

5. 研究協力者氏名: 吉田恵子

ローマ字氏名: Keiko Yoshida

6. 研究協力者氏名: 坂清隆

ローマ字氏名: Kiyotaka Saka

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。